

官報 号外

昭和六十三年十二月九日

○第百十三回 参議院會議録第十二号

昭和六十三年十二月九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

昭和六十三年十二月九日

午前十時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 裁判所の休日に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

第四 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

第五 行政機関の休日に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長向山一人君。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月八日

地方行政委員長 向山 一人
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、公務の効率的な運営を図りつつ週休二日制を実施するため、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を条例で定めるところにより地方公共団体の休日とする制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、労働時間の短縮、週休二日制の普及促進が緊急かつ重要な国民的課題となつていふことにかんがみ、地方公共団体の土曜閉庁の積極的な推進をはかるため、左の事項について善処すべきである。

一、当面の課題である月二回の土曜閉庁の導入を、すべての地方公共団体で円滑に推進するため、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。

二、土曜閉庁方式の実施に当たつては、その趣旨について住民の理解と協力を得るよう配慮するとともに、行政サービスを極力低下させないよう特段の配慮を行うこと。

三、交替制職場等閉庁方式の導入が困難な部門においても、労働時間の短縮、週休二日制を早期に実施するよう努めること。

四、年次休暇の完全取得の促進、超過勤務の縮減、休暇制度の拡充等について特段の配慮を払い、年間総労働時間の短縮に努めること。

五、土曜閉庁方式による完全週休二日制が早期に実現できるよう、計画的な条件整備に努めること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

参議院議長 原 健三郎
衆議院議長 土屋 義彦殿

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第二節 組織」を「第二節 組織等」に改める。

第一編中第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める。

前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

一 日曜日及び条例で定める土曜日
二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
三 年末又は年始における日条例で定めるもの

地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く)をもつて定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第三編第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 組織等

第三編第五章第二節中第三百六条の次に次の一条を加える。

(休日)

第三百六条の二 事業団に対する第四条の二の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「事業団規則」とする。

附則第六条を次のように改める。

第六条 地方公共団体が第四条の二第一項の規定により地方公共団体の休日として同条第二項第一号の土曜日を定める場合においては、当分の間、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の地方自治法第四条の二第一項の規定による条例が制定施行されるまでの間は、地方公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされている日によるものとする。

昭和六十三年十二月九日 参議院會議録第十二号 地方自治法の一部を改正する法律案 裁判所の休日に関する法律案

(漁業法の一部改正)

3 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。第九十四条第一項中「第二百七十条(選挙に関する届出等の時間)」を「第二百七十条本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十条の二(選挙に関する届出等の期限)」に改め、同項の表第二百五十四条の二第一項の項の次に次のように加える。

| | |
|--|----------|
| 第二百七十条の二 | 第十五章(争訟) |
| 漁業法第九十四条において準用する第十五章(争訟)項、第二百六十六条第二項、第二百八条及び第二百六十六条の規定を除く。 | |

(公職選挙法の一部改正)

4 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。目次中「第二百六十九条(特定の市に対する本法の適用関係)」を「第二百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」を「第二百七十条(選挙に関する届出等の時間)」に改める。

第二百七十条の次に次の一条を加える。
(選挙に関する届出等の期限)
第二百七十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて自治大臣、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為(内閣総理大臣、選挙管理委員会等が自治大臣又は選挙管理委員会に対してする行為を含む)の期限については、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第 号)第二条本文(期限の特例)及び地方自治法第四条の二第三項本文(期限の特例)の規定は、適用しない。ただし、第十五章(争訟)に規定する争訟に係る異議の申出又は審査の申立ての期限については、この限りでない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

5 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。第十一条中「第二百七十条本文(選挙に関する届出等の時間)」の下に「第二百七十条の二(選挙に関する届出等の期限)」を加え、同条の表第二百五十四条の二第一項の項の次に次のように加える。
第二百七十条の二 第十五章
農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十五章(第二百四條) 第二百五条第五項及び第二百八条の規定を除く。

6 (日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正)
日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。第五条の次に次の一条を加える。
(在留できる期間の特例)
第五条の二 協定第一条に規定する大韓民国国民に関しては、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十二條

の二第一項中「六十日」とあるのは、「六十日(その末日が地方自治法第四条の二第一項の地方公共団体の休日当たるときは、地方公共団体の休日の翌日までの期間)」とする。
第六条第一項中「昭和二十六年政令第三百十九号」を削る。

〔向山一人君登壇、拍手〕

○向山一人君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、国の行政機関と並んで地方公共団体についても、公務の円滑な運営を図りつつ週休二日制を推進するため、土曜閉庁方式を導入しようとするものであり、日曜日、国民の祝日等と合わせて、毎月の第二土曜日または第四土曜日を条例で定めるところにより地方公共団体の休日とする制度を設けること、また、地方公共団体の行政庁に対する申請、届け出等の期限の特例について必要な措置を講ずることとするほか、本改正規定による地方公共団体の休日に関する条例が制定施行されるまでの間について所要の経過措置を定めること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方公共団体の土曜閉庁の進め方、実施時期、行政サービス水準を下げない方策等の問題について熱心な質疑を行いました。
質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に對しましては、地方公共団体の土曜閉庁の積極的な推進を図るための措置等に関し五項目の附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 裁判所の休日に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長長壇出啓典君。

審査報告書
裁判所の休日に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十三年十二月八日
法務委員長 壇出 啓典
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、裁判所において、土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に、毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁判所の休日とし、その日には裁判所の執務は原則として行わないものと定め、これに伴い、司法行政に関する事項についての裁判所に対する申立て、届出等の行為の期限の特例その他関連する法律の期間計算規定について所要の整備を行うほか、検査審査会の休日についても裁判所の休日と同様の法整備を行うおとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 土曜閉庁の実施に当たっては、職員配置等について留意し、裁判手続における国民の権利行使に支障が生じないようにするとともに、国民に対する司法サービスの低下をもたらすことのないようにすること。
- 二 土曜閉庁の実施に当たっては、その趣旨について国民から十分な理解を得るよう適切な措置を講ずること。
- 三 職員の年間総実勤務時間の短縮を図るため、年次休暇の消化の促進、完全週休二日制の早期実現等について、格段の努力をすること。

裁判所の休日に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

裁判所の休日に関する法律案

(裁判所の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、裁判所の休日とし、裁判所の執務は、原則として行わないものとする。

- 一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、裁判所の休日に裁判所が権限を行使することを妨げるものではない。

昭和六十三年十二月九日 参議院会議録第十二号

(期限の特例)

第二条 裁判所職員の給与、保障及び服務その他の司法行政に関する事項についての裁判所に対する申立て、届出その他の行為の期限で法律又は最高裁判所規則で規定する期間をもつて定めらるるものが裁判所の休日当たるときは、裁判所の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は最高裁判所規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第二項中「其ノ他ノ一般ノ休日」を、「毎月ノ第二土曜日若クハ第四土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)ニ規定スル休日、一月二日、一月三日又ハ十二月二十九日乃至十二月三十一日」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「一月一日二日三日、十二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日」として指定された日を「毎月ノ第二土曜日若クハ第四土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日」に、「あたる」を「当たる」に、「但し」を「ただし」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第四条 検察審査会法(昭和二十三年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

裁判所の休日に関する法律案 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案外三件

前項に掲げる日が検察審査会の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い検察審査会の休日でない日に前項のくじを行わなければならない。

第九章第四十六條の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 検察審査会の休日については、裁判所の休日に関する法律(昭和六十三年法律第 号)第一条の規定を準用する。

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第五條 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、期間の計算については、新法による。

〔提出啓事登壇、拍手〕

○壇上啓事 たいま議題となりました裁判所の休日に関する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判所において土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、従来から休日として扱われていた日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に、毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁判所の休日と定め、その日には裁判所の執務を原則として行わないものとするほか、これに伴い、裁判所に対する申し立て、届け出等の行為の期限及び期間計算に関して、特例を設け、また、検察審査会の休日を裁判所の休日と同様に定めるなど、所要の法整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、土曜閉庁方式を導入する必要性、裁判所における執務体制のあり方、土曜閉庁と国民の裁判を受ける権利との関係等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に対処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第三 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案

日程第四 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

(いずれも第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

日程第五 行政機関の休日に関する法律案

日程第六 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大城眞順君。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月八日

内閣委員長 大城 眞順

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、行政機関における情報化の進展にかんがみ、電子計算機処理に係る個人情報の保護の一層の充実を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、総務庁は、高度情報化の進展に伴うOA機器の多様化、性能向上、急速な普及に対応して、適宜に電子計算機処理の範囲について見直しを行うこと。また、マニュアル処理に係る個人情報保護についても別途検討すること。

一、思想、信条、宗教、病氣及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の収集・保有に当たつては、ファイル保有目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によつて収集根拠を明確にし、その利用・提供・安全確保に特段の配慮を加えることによつて、個人の権利・利益を損なうことのないよう万全を期すこと。

一、行政機関は、個人情報収集に際して、収集目的、収集の根拠、収集に応ずる義務の有無等ができるかぎり明らかにすること。

また、行政機関は、法律の定める事務の遂行に必要な限度で、かつ、収集することに相当の理由がある場合を除き、みだりに第三者から個人情報収集することのないよう努めること。

一、総務庁は、行政機関が個人情報ファイルを利用及び提供するに当たつては、そのファイルが使用に供される事務の目的を達成するため必要な限度において利用、提供し、処理情報の本人等の利益を不当に侵害する利用、提供が行われないよう、明確な基準を設定すること。

また、個人情報ファイルの保有機関は、目的外利用、提供先等については、その利用、提供状況の記録を保管するよう努めること。

一、総務庁は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の適用除外となるファイル、及び個人情報ファイル等に掲載されない個人情報ファイルのファイル数、記録範囲、適用除外の根拠等を可能な限りの確に把握し、みだりにその範囲が拡大されることのないよう、必要な措置を講ずること。

一、特殊法人については、保有する個人情報ファイル数、データ量が多いことにかんがみ、早急に必要措置を講ずるよう指導すること。

一、開示請求権が認められない教育、医療関係の個人情報に関して、情報の性質上その開示については特別の配慮の必要性を踏まへつつ、国民の意識の変化に対応した制度の在り方について、別途検討すること。

一、個人情報の安全性確保、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイル簿作成、処理情報の利用及び提供、処理情報の開示等に関して、政府部内の統一性・斉一性を維持し、規制等の実効性を確保するために、総務庁は可能な限り明確なガイドラインを作成すること。

また、個人情報の収集、保有、利用、提供により個人の権利利益を不当に損なうことのないよう、総務庁は保有機関による本法運用の実態を調査等によつて十分把握し、所要の実効ある措置を講ずるよう努めること。

一、情報化社会の進展に伴う各般の影響等を踏まえつつ個人情報保護の推進を図るため、学識経験者等により保護法施行に関する基本的な事項等を調査・審議する場を設けること。

一、政府は、総合調整機能の充実を図り、本法の趣旨及び運用実態等の国民への周知のため、毎年度、報告書を作成し、個人情報保護に対する国民の意識向上と参加を促進して、本法の実効性の確保を期すこと。

一、個人情報保護対策は、国の行政機関等の公的部門のみならず、民間部門にも必要な共通課題となつて現状にかんがみ、政府は早急に検討を進めること。

一、我が国の高度情報化、国民の自己情報に関する意識、行政情報の保有・利用の在り方等、状況の急激な変化にかんがみ、五年以内に本法の必要な見直しを行うこと。
右決議する。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案(第百十二回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつてこれを送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 個人情報の電子計算機処理(第四条―第十二条)

第三章 処理情報の開示及び訂正等(第十三条―第十九条)

第四章 雑則(第二十条―第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報

報の取扱に關する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百三十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関(ロの政令で定める特別の機関が置かれる機関にあつては、当該特別の機関を除く。)及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
ロ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

二 個人情報 生存する個人に關する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む)をいう。ただし、法人その他の団体に關して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に關する情報を除く。

三 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図画の内容を記録するための処理その他の政令で定める処理を除く。

四 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であつて、電子計算機処理を行うため磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気テープ等」という。)に記録されたものをいう。

五 処理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。

六 処理情報の本人 処理情報において識別される個人のうち、電子計算機処理上他の個人の氏名、生年月日その他の記述又は他の個人別に付された番号、記号その他の符号によらないで検索し得るものをいう。
(適用除外)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第八条第一項の規定により総務厅长官に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の規定により総務厅长官の承認を受けた統計報告(同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によつて得られた個人情報については、この法律の規定は、適用しない。

第二章 個人情報の電子計算機処理

第一节 個人情報の保有

第四条 行政機関は、個人情報ファイルを保有する(自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理することをいい、個人情報の電子計算機処理の全部

又は一部を他に委託してする場合を含み、他からその委託を受けてする場合を含まない。以下同じ。)に当たつては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならぬ。

2 個人情報ファイルに記録される項目(以下「ファイル記録項目」という。)の範囲及び処理情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下「ファイル記録範囲」という。)は、前項の規定により特定された個人情報ファイルを保有する目的(以下「ファイル保有目的」という。)を達成するため必要な限度を超えないものでなければならない。
(個人情報の安全確保等)

第五条 行政機関が個人情報の電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気テープ等の保管(以下「個人情報電子計算機処理等」という。)を行うに当たつては、当該行政機関の長(第二条第一号の政令で定める特別の機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

2 個人情報ファイルの保有

「保有機関」というのは、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)
第六条 行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、

じめ、総務厅长官に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 保有機関の名称及び個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 ファイル保有目的

四 ファイル記録項目及びファイル記録範囲
五 処理情報の収集方法

六 処理情報を保有機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
七 次条第一項の規定により個人情報ファイル等に掲載される個人情報ファイル(第十三条第一項ただし書に掲げるもの及び第十九条の規定により全部の処理情報について第十三条第一項本文の規定が適用されないこととなるものを除く。)にあつては、第十三条第一項本文の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 次条第二項の規定に基づきファイル記録項目の一部若しくは第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル等に記載しないこととするとき、又は同条第三項の規定に基づき個人情報ファイルを個人情報ファイル等に掲載しないこととするときは、その旨
九 第十三条第一項ただし書に該当するため同項本文の請求ができない個人情報ファイルにあつては、その旨

十 他の法律又はこれに基づき命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載さ

れ、これらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせざるべき旨の請求をすることができるとき、又は第十三条第一項本文の規定が適用される処理情報についてその内容の全部若しくは一部の訂正、追加若しくは削除(以下「訂正等」という。)に関し特別の手続が定められているときは、その旨及び当該法律又は命令の名称

十一 その他政令で定める事項
 十二 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている処理情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、そ

のファイル保有目的、ファイル記録項目及びファイル記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 六 一年以内に消去することとなる処理情報のみを記録する個人情報ファイル
 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する処理情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が単独で作成する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら自己の職務の遂行のために保有機関の内部で使用するための職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら当該学術研究の目的のために使用するもの
 九 処理情報の本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルであつて、処理情報を保有機関以外の者に提供することが予定されていないもの

十 保有機関の長(第二条第一号ロの政令で定める特別の機関にあつては、第五条第一項の政令で定める者をいう。以下同じ。)は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該保有機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第十号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務庁長官に対しその旨を通知しなければならない。

十一 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 十二 保有機関の長(第二条第一号ロの政令で定める特別の機関にあつては、第五条第一項の政令で定める者をいう。以下同じ。)は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該保有機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第十号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務庁長官に対しその旨を通知しなければならない。

十三 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、ファイル記録項目の一部又は前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、そのファイル記録項目の一部又は事項を記載しないことができる。
 第十四 第一項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号に掲げる事務のいずれかに使用される個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、これを個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

(個人情報ファイル簿の作成及び閲覧)
 第七条 保有機関の長は、政令で定めるところにより、当該保有機関が保有している個人情報ファイル(前条第二項各号に掲げるものを除く。)について、それぞれ同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、ファイル記録項目の一部又は前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、そのファイル記録項目の一部又は事項を記載しないことができる。
 三 第一項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号に掲げる事務のいずれかに使用される個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、これを個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

一 犯罪の予防に関する事務
 二 国際捜査共助に関する事務
 三 勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務
 四 出入国の管理若しくは難民の認定又は査証に関する事務
 五 租税の賦課又は徴収に関する事務

六 前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務
 (個人情報ファイルの公示)
 第八条 総務庁長官は、第六条第一項の規定による通知を受けた個人情報ファイルについて、少なくとも毎年一回、同項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項を官報で公示するものとする。ただし、同条第三項の規定による通知があつた個人情報ファイルについては、この限りでない。

二 前条第三項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされた個人情報ファイル
 三 前項に規定する事項
 四 前条第三項の規定にかかわらず、総務庁長官は、前回の公示後、第六条第一項の規定による変更する事項の通知がないときは、その個人情報ファイルについては、第一項の規定による公示をしないことができる。

五 総務庁長官は、第一項の規定による公示を行った個人情報ファイルについて、前回の公示後、第六条第三項の規定による通知を受けたと

六 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、当該各号に掲げる個人情報記録項目の一部又は事項の公示をしないものとする。
 一 前条第二項の規定に基づきファイル記録項目の一部又は第六条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととされた個人情報ファイル 当該記載しないこととされたファイル記録項目の一部又は事項

二 前条第三項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされた個人情報ファイル
 三 前項に規定する事項
 四 前条第三項の規定にかかわらず、総務庁長官は、前回の公示後、第六条第一項の規定による変更する事項の通知がないときは、その個人情報ファイルについては、第一項の規定による公示をしないことができる。

きは、第一項の規定による公示の際当該通知の内容を併せて公示するものとする。

(処理情報の利用及び提供の制限)

第九条 処理情報は、法律の規定に基づき、保有機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならないときを除き、ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ファイル保有目的以外の目的のために処理情報を提供し、又は提供することができる。ただし、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 処理情報の本人の同意があるとき、又は処理情報の本人に提供するとき。

二 保有機関が法律の定める所掌事務の遂行に必要な限度で処理情報を内部で利用する場合であつて、当該処理情報を利用することによつて相当な理由のあるとき。

三 保有機関以外の行政機関、地方公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号) 第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。)に処理情報を提供する場合において、処理情報の提供を受ける者(以下「受領者」とい

う。)が、法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で処理情報を使用し、かつ、当該処理情報を使用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき、処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるるときその他処理情報を提供することによつて特別の理由のあるとき。

8 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではない。

4 保有機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、処理情報のファイル保有目的以外の目的のための保有機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(受領者に対する措置要求)

第十条 保有機関の長は、前条第二項の規定に基づき、処理情報を同項第三号又は第四号に掲げる者に提供する場合において、必要があると認めるときは、受領者に対し、提供に係る処理情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の規定により、前条第二項第三号に掲げる者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ずることを求めるに当たつては、保有機関の長は、これらの者の事務又は業務の遂行を不当に阻害することのないよう留意するものとする。

(個人情報電子計算機処理等の受託者の責務)
第十一条 第五条第一項の規定は、行政機関から個人情報電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人は、本人に代わつて前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(個人情報電子計算機処理等に従事する者の義務)
第十二条 個人情報の電子計算機処理等を行う行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 保有機関の長は、開示請求があつたときは、次条第一項に掲げる場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る処理情報について開示をしなければならぬ。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

第十三条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報(個人情報ファイル簿に記載されていない個人情報ファイルに記録されているもの及び第七条第二項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く。)について、書面により、その開示(処理情報が存在しないとき)にその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校

第十四条 保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認められる場合には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

第十三条 (処理情報の開示)
第十三条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報(個人情報ファイル簿に記載されていない個人情報ファイルに記録されているもの及び第七条第二項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く。)について、書面により、その開示(処理情報が存在しないとき)にその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校

一 次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に支障を及ぼすこと。
イ 第七条第三項第一号から第五号までに掲げる事務

第十四条 (処理情報の不開示)
第十四条 保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認められる場合には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

ロ 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務
ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

第十五条 個人情報ファイル及び刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。

ニ 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務
ホ イからニまでに掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務
二 処理情報が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第

三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。

三 個人の生命、身体、財産その他の利益を害すること。

2 保有機関の長は、前項の規定に基づき処理情報全部又は一部について開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。

(不開示の期限)

第十五条 第十三条第三項の開示又は不開示決定(以下この条において「開示等」という。)は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等を行うことができないときは、開示等を行うことができないに至つた後遅滞なくこれをすれば足りる。この場合において、保有機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等を行うことができない理由及び開示等の期限を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により開示等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に開示等がなされないときは、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(手数料等)

第十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、前項の手数料のほか郵送料を納付して、第十三条第三項の書面の送付を請求することができる。

(処理情報の訂正等)

第十七条 保有機関の長は、第十三条第三項の規定による開示を受けた者から、書面により、開示に係る処理情報の訂正等の申出があつたときは、申出に係る処理情報の内容の訂正等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、ファイイル保有目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

2 前項の規定に基づき訂正等の申出をした者は、同項の通知の内容に不服があるときは、保有機関の長に対し、再調査の申出をすることができる。

3 第一項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

(政令への委任)

第十八条 第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第二項及び前条第一項の書面の記載事項、第十三条第二項の規定による法定代理人の開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するために必要な手続その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の法律との関係)

第十九条 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が

免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるときは、当該全部又は一部の処理情報については、第十三条第一項本文の規定を適用しない。

第四章 雑則

(苦情処理)

第二十条 保有機関の長は、処理情報の利用、提供若しくは開示又は処理情報の訂正等の申出に係る苦情その他処理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第二十一条 総務庁長官は、行政機関における個人情報保護の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第二十二条 総務庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関し、内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができる。

(権限又は事務の委任)

第二十三条 保有機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、第九条第二項、第十条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第

二項及び第十七条第一項に規定する権限又は事務を当該保有機関の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十五条 偽りその他不正の手段により、第十三条第三項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の施策)

第二十六条 地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づき国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の講ずる措置)

第二十七条 特殊法人は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章及び第二十三条(同条中第九条第二項及び第十条第一項に係る部分を除く。)の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての第六条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「保有しようとする」とあるのは「保有する」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」と、第八条第一項中「少なくとも毎年一回」とあるのは「当該通知を受けた後遅滞なく」とする。

第三条 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号。以下「改正統計法」という。附則第二条第一項に規定する既存統計報告(同条第三項の規定により既存統計報告とみなされたものを含む。)については、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、この法律の規定は、適用しない。この場合における前条の規定の適用については、「この法律の施行後遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一年を経過した後遅滞なく」とする。

2 改正統計法附則第二条第一項の規定による届出のあつた統計報告(専ら統計を作成するため用いられる事項に係る部分に限る。)については、この法律の規定は、適用しない。

審査報告書

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月八日

内閣委員長 大城 真順

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に即応し、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る秘密の保護を図る等所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを交付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律

(統計法の一部改正)

第一条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「全国民」を「本邦に居住している者」として政令で定める者に、「調査で、」を「全数

調査で、当該調査に係る統計につき」に改める。

第十四条中「指定統計調査」の下に、「第八条第一項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査(以下「届出統計調査」という。及び統計報告調整法の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告の徴集(以下「報告徴集」という。))を加える。

第十五条の次に次の三条を加える。
第十五条の二 何人も、届出統計調査(地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。)によつて集められた調査票及び報告徴集によつて得られた統計報告(統計報告調整法

第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。

(調査票等の管理)
第十五条の三 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によつて集められた調査票、報告徴集によつて得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の責務)
第十五条の四 地方公共団体は、届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類の適正な使用及び管理に努めなければならない。

第十九条中「左の」を「次の」に、「五千元」を「十万元」に改める。

第十九条の二第二項中「漏し」を「漏らし」に、「五千元」を「十万元」に改め、同条第二項中「五千元」を「十万元」に改める。
(統計報告調整法の一部改正)
第二条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「事項」の下に「及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 統計報告調整法第三条第一項に規定する国の行政機関の長は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に報告徴集によつて得られた統計報告であつて施行日において現に存するもの(以下「既存統計報告」という。)のうち専ら統計を作成するために用いられる事項を含むもの(施行日から起算して一年以内に廃棄されるものを除く。)について、施行日から起算して一年以内に、改正前の同法第四条第二項第三号の事項ごとに専ら統計を作成するために用いられるか否かの別を総務庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出のあつた統計報告は、施行日から起算して一年を経過した後にあっては、改正後の統計報告調整法の規定に基づき承

昭和六十三年十二月九日 参議院會議録第十二号

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案外三件

二二二

認を受けた報告徴集によつて得られた統計報告とみなして、改正後の統計法第十五条の二の規定を適用する。

3 施行日前に改正前の統計報告調整法の規定に基づき承認を受けた報告徴集によつて得られた統計報告であつて承認期間が施行日以降にわたるものは、第一項の既存統計報告とみなして、前二項の規定を適用する。

審査報告書

行政機関の休日に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月八日

内閣委員長 大城 眞順

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公務の効率的な運営を図りつつ土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため毎月の第二土曜日及び第四土曜日を行政機関の休日とする等の措置を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

行政機関の休日に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

行政機関の休日に関する法律案

行政機関の休日に関する法律

(行政機関の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院をいう。

3 第一項の規定は、行政機関の休日に各行政機関(前項に掲げる一の機関をいう。以下同じ)がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 国の行政庁(各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。)に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づき命令で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが行政機関の

休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づき命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五日」を「二十三日」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日に在職する職員であつて俸給が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したと認めらば支給を受けることができる。前条による改正前の国家公務員退職手当法第三条から第六条まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)附則第三項(以下「法律第六十四号附則」という)又は国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号附則)第五項から第八項まで(以下「法律第三十号附則」という)の規定による退職手当の額が、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第三条

から第六条まで、法律第六十四号附則又は法律第三十号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(関税法の一部改正)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「日曜日又は政令で定める休日(以下「休日」という。)」を「行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第 号)第一条第一項各号に掲げる日)をいう。以下同じ。)」に、「これらの日」を「その行政機関の休日」に、「日示し」を「提示し」に改める。

第十九条の見出し中「積卸」を「積卸し」に改め、同条中「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれらの日以外の日」に、「積卸」を「積卸し」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれらの日以外の日」に、「取扱」を「扱い」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十九条第一項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項第七号中「日曜日又は休日」を「行政機関の休日」に、「これらの日」を「その行政機関の休日」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第九十八条第一項中「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に改める。

第百条中「左の」を「次の」に、「規定する」を「定める」に改め、同条第一号中「積卸」を「積卸し」と、「取扱」を「取扱い」と、「日曜日、休日又はこれらの日以外の日」を「行政機関の休日又はこれ以外の日」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 第百条(手数料)の規定は、次に掲げる行為が行政機関の休日(日曜日又は国民の祝日)に關する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。において大蔵省令で定める時間内に行われる場合には、これらの行為に係る許可又は承認については、行政機関の休日に関する法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

一 第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)に規定する貨物の積卸し又は積込み

二 第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い)(第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)において準用する場合を含む。)に規定する貨物の出し入れ又は取扱い

三 第九十八条第一項(臨時開庁)に規定する税関の臨時の執務

附則第四項から第二十二項までを削る。

(土地収用法の一部改正)

第五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第百三十五条第一項中「但し、」を「ただし、毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに」に改める。

(勸業価格安定法の一部改正)

第六条 勸業価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は日曜日」を「行政機関の休日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は日曜日」に改める。

昭和六十三年法律第 号 第一条第一項各号に掲げる日に改める。

(特許法の一部改正)

第七条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日まで」に「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第 号)第一条第一項各号に掲げる日に当たる」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第八条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月八日

内閣委員長 大城 眞順

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十三年八月四日の週休二日制及び勤務時間制度についての人事院勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の週休二日制の実施方法等を改定しようとするものであつて、

妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

社会経済情勢の変化に伴い、労働時間短縮・週休二日制の実現が緊急かつ重要な国民的課題となつていふことにかんがみ、公務員についても、その積極的な推進を図るため、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講ずべきである。

一、病院、学校等においても、土曜閉庁方式による四週六休制の早期実施に努めること。

一、土曜閉庁方式による完全週休二日制を早期に実施できるよう、計画的な条件整備に努めること。

一、土曜閉庁方式の実施に当たっては、その趣旨について国民の理解を十分得るよう配慮するとともに、行政サービスを極力低下させないよう各般の努力を行うこと。

一、年次休暇の完全取得の促進、超過勤務の縮減、休暇制度の拡充等により、年間総労働時間の短縮に努めること。

右決議する。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第四項中「第十四条第四項又は第五項」を「第十四条第三項及び第四項」に改める。

第十四条第三項から第五項までを次のように改める。

8 日曜日及び週休土曜日(毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに人事院規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間につき二となるように各庁の長が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。)は、勤務を要しない日とし、前二項の勤務時間は、人事院規則の定めるところにより、週

休土曜日のある週にあつては月曜日から金曜日までの五日間、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間においてその割振りを行うものとする。ただし、各庁の長は、特別の勤務に従事する職員については、人事院規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、人事院規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 各庁の長は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事院規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事院規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)のみが割り振られている日(以下「半日勤務日」という。)を勤務を要しない日に変更することが困難であるときは、人事院規則の定めるところにより、半日勤務日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

5 船舶に乗り組む職員で人事院規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が前二項の

規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事院規則で定める作業に従事する場合には、第一項又は第二項に規定する勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

第十七条中「第十四条第四項又は第五項」を「第十四条第三項」に、「日曜日以外の日」を「毎日曜日」に改め、「定められている」の下に「職員以外の」を加え、「これらの規定」を同項及び同条第四項の規定に改める。

第十九条中「一週間」を「一週間当たり」に改める。

附則第十一項から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を附則第十二項とし、附則第十八項を附則第十三項とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(人事院規則への委任)

2 この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

3 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十七項とする。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

4 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「附則第十六項」を「附則第十一項」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員給与等に関する特別措置法の一部改正)

5 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 給与法第十四条の規定に相当する条例の規定が定められ、かつ、毎四週間につき任命権者が職員ごとに指定する一又は二の勤務日における四時間又は八時間の勤務時間は勤務を要しない時間とする旨及びこれにより難しいと認められる職員について任命権者が五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに勤務を要しない時間として一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる旨の条例の規定が定められた場合における第十一条の規定の適用については、同条中「給与法第十四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間」とあるのは、「給与法第十四条の規定に相当する条例の規定による勤務時間のうち条例の規定により当該教育職員ごとに指定する勤務を要しない時間を除いた時間」とする。

附則第三項を削る。

〔大城眞順君登壇、拍手〕
○大城眞順君 ただいま議題となりました四件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、個人情報保護関係の二法律案は、いずれも第百十二回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていたものであります。
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案の内容は、第一に、本法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすること。
第二に、行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報ファイルを保有することとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示すること。
第三に、行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があつたときは、原則として、これを開示することとし、訂正等の申し出があつたときは、調査し、その結果を通知すること等であります。
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、指定統計調査以外の統計調査の結果知られた秘密に属する事項についても、指定統計調査と同様、その秘密は、保護されなければならないこと。
第二に、指定統計調査等の実施者は、調査票等を適正に管理するための必要な措置を講じなければならぬこととするほか、統計調査の運営上必要な規定の整備を行うおとすものであります。

| | |
|--------|--------|
| 宮田 輝君 | 山内 一郎君 |
| 西村 尚治君 | 初村滝一郎君 |
| 松垣徳太郎君 | 中西 一郎君 |
| 山崎 竜男君 | 古賀雷四郎君 |
| 原 文兵衛君 | 山岡 賢次君 |
| 秋山 肇君 | 野末 陳平君 |
| 一井 淳治君 | 永田 良雄君 |
| 中曾根弘文君 | 高橋 清孝君 |
| 田辺 哲夫君 | 田 英夫君 |
| 杵掛 哲男君 | 齋藤 文夫君 |
| 下稻葉耕吉君 | 鈴木 貞敏君 |
| 山本 正和君 | 久保田真田君 |
| 森山 眞弓君 | 向山 一人君 |
| 小島 静馬君 | 仲川 幸男君 |
| 松浦 功君 | 福田 宏一君 |
| 名尾 良孝君 | 大木 浩君 |
| 岡部 三郎君 | 梶原 清君 |
| 川原新次郎君 | 関口 恵造君 |
| 田沢 智治君 | 高杉 勉忠君 |
| 大鷹 淑子君 | 斎藤榮三郎君 |
| 岡田 広君 | 大島 友治君 |
| 遠藤 要君 | 林 道君 |
| 青木 薪次君 | 鈴木 和美君 |
| 中村 太郎君 | 堀内 俊夫君 |
| 斎藤 十朗君 | 志村 愛子君 |
| 平井 卓志君 | 小山 一平君 |
| 千葉 景子君 | 吉井 英勝君 |
| 内藤 功君 | 及川 一夫君 |
| 山口 哲夫君 | 下田 京子君 |
| 吉川 春子君 | 稻村 稔夫君 |
| 近藤 忠孝君 | 橋本 敏君 |
| 中村 哲君 | 佐藤 三吾君 |

議長の報告事項
 去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員
 辞任 高桑 栄松君 補欠 中野 鉄造君
 社会労働委員
 辞任 中野 鉄造君 補欠 高桑 栄松君
 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法制局長官
 自 治 大 臣 林田悠紀夫君
 国 務 大 臣 梶山 静六君
 (総務庁長官) 高 鳥 修君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法制局長官
 自 治 大 臣 林田悠紀夫君
 国 務 大 臣 梶山 静六君
 (総務庁長官) 高 鳥 修君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員
 辞任 高平 公友君 補欠 大河原太一郎君
 同日議員から次の質問主意書が提出された。
 長野県伊那谷における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問主意書(村沢牧君提出)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
 辞任 堀山威一郎君 補欠 岡野 裕君
 地方行政委員
 辞任 上野 雄文君 補欠 鈴木 和美君
 片上 公人君 中野 鉄造君
 神谷信之助君 吉井 英勝君
 板山 映子君 小西 博行君

法務委員
 辞任 梶山 又三君 補欠 浦田 勝君
 中村 太郎君 中曾根弘文君
 (国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの) (国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

外務委員
 辞任 林 道君 補欠 陣内 孝雄君
 藤田 正明君 堀内 俊夫君
 峯山 昭範君 中野 明君
 宮本 顕治君 内藤 功君

大蔵委員
 辞任 陣内 孝雄君 補欠 林 道君
 堀内 俊夫君 藤田 正明君
 鈴木 和美君 上野 雄文君
 中野 明君 峯山 昭範君
 吉井 英勝君 神谷信之助君

文教委員

辞任 中野 鉄造君 補欠 高桑 栄松君

社会労働委員

辞任 高桑 栄松君 補欠 片上 公人君

内藤 功君 宮本 顕治君

農林水産委員

辞任 浦田 勝君 補欠 梶木 又三君

逓信委員

辞任 岡野 裕君 補欠 鳩山威一郎君

予算委員

辞任 中曾根弘文君 補欠 林 直君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員 辞任 野沢 太三君 補欠 中川 幸男君

井上 孝君 二木 秀夫君

板垣 正君 大塚清次郎君

永田 良雄君 関口 恵造君

山口 哲夫君 本岡 昭次君

山中 郁子君 上田耕一郎君

野末 陳平君 秋山 肇君

同日内閣総理大臣から議長宛、同日建設省道路局長三谷浩君の第百十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十三回国会政府委員に任命することを承認した。

建設省道路局長事務取扱 鈴木 道雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、建設省道路局長事務取扱鈴木道雄君(同日議長承認)を第百十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 岡野 裕君 補欠 木宮 和彦君

地方行政委員 辞任 鈴木 和美君 補欠 上野 雄文君

鈴木 和美君 上野 雄文君

小西 博行君 坂山 映子君

法務委員 辞任 浦田 勝君 補欠 宮崎 秀樹君

浦田 勝君 宮崎 秀樹君

陣内 孝雄君 林 直君

中曾根弘文君 中村 太郎君

堀内 俊夫君 藤田 正明君

外務委員 辞任 坂山 映子君 補欠 小西 博行君

大蔵委員 辞任 林 直君 補欠 陣内 孝雄君

藤田 正明君 堀内 俊夫君

同日委員長から次の報告書が提出された。地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)審査報告書 裁判所の休日に関する法律案(閣法第一二二号)審査報告書 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案(第百十二回国会閣法第八二二号)審査報告書 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(第百十二回国会閣法第八三三号)審査報告書 行政機関の休日に関する法律案(閣法第九号)審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

昭和六十三年十二月九日 参議院会議録第十二号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三三三三(三三三三)

一定価一〇円部